

京都市 生物多様性 プラン

2021-2030

目次

本プランは、生物多様性基本法第13条に基づく、本市域における「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画」(生物多様性地域戦略)です。

京都のかけがえのない歴史や文化は、自然との共生により生まれ、これらを次世代に継承するとともに、本市が新たな価値を創造し発展し続けるまちであるためには、将来にわたり生物多様性の恵みを確保し、享受していく必要があります。そのためには、「生物多様性の保全と持続可能な利用」に向けた行動の促進と自然共生社会の実現に向けた変革が求められます。

このことから、本プランは、「生物多様性の保全と持続可能な利用」の具体的な方策を示し、あらゆる主体が行動できる指針となるよう策定しています。

改定に当たって (2021-2030)の 京都市生物多様性プラン

京都は、緑豊かな山々や、清らかな水に恵まれ、食や藝道、祭事、景観など、自然と共生する生活文化が育まれてきました。

一方で、急激な気候変動に伴う生態系の変化、農林業の担い手不足や、山間地域の過疎・高齢化による里地里山の手入れ不足をはじめ、自然への関与の希薄化などにより、私たちは今、京都の歴史や文化を支えてきた生態系から受ける恵み(生態系サービス)の危機に直面しています。

こうした中、京都市では昨年12月に策定した2050年に向けたまちづくりの指針「京都基本構想」において、「自然への畏敬と感謝の念を抱けるまち」を目指すまちの姿として掲げました。

豊かな自然の恵みが、歴史や文化を育み、暮らしや産業を支えて来たこのまちの特性を振り返る中で、「人間は、自然に生かされ、自然を生きている」という思想や自然観は、京都が世界に示していける唯一無二の「価値」であると考えています。

本プランでは、生物多様性の保全と持続可能な利用の推進に向けて、脱炭素、資源循環などの環境政策との一体的推進はもとより、農林業、教育をはじめ、様々な分野との融合を図るとともに、市民、事業者、活動団体をはじめとしたあらゆる主体が「自分ごと」として行動することを大切にしています。

京都市といたしましても引き続き、あらゆる主体が交ざり合い、長い年月をかけて先人たちが大切に育んできた京都の本源的な価値を守り、高め、京都市民や国内外の人々から愛される「唯一無二のまち」を目指してまいります。

京都市長

松井 孝治

第1章 京都市における生物多様性の重要性と課題

1.1	生物多様性とは	3
1.2	生物多様性の重要性	6
1.3	京都市における生物多様性との関わり	8
1.4	京都市の自然環境の特徴	14
1.5	京都市の生物多様性の課題	16
1.6	京都市におけるこれまでの取組と課題	20
1.7	生物多様性を巡る国内外の動向	23
1.8	課題解決に向けた視点	23

第2章 プランが目指すもの

2.1	プランが目指す方向性	26
2.2	関連計画との関係	27
2.3	計画期間	27
2.4	対象区域	27

第3章 2050年のあるべき姿

3.1	2050年のあるべき姿	30
3.2	2050年までに達成すべきこと	30

第4章 2030年度までの目標と施策

4.1	2030年度までの目標	32
4.2	2030年度までの施策	33

第5章 推進体制と進行管理

5.1	庁内における連携	47
5.2	生物多様性保全検討部会	47
5.3	各主体との連携	47
5.4	評価方法	48

はじめに

プラン改定の趣旨

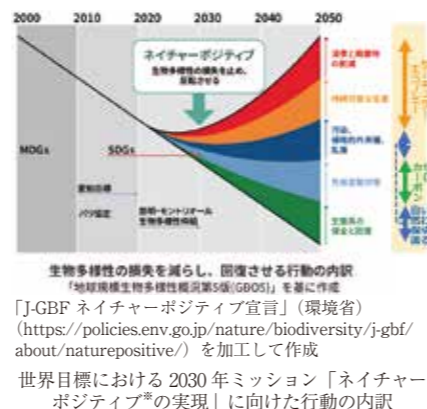
令和3年3月に策定した「京都市生物多様性プラン(2021-2030)」についてプランの進捗状況や目標の達成状況、表出してきた課題、自然的社会的条件の変化、「生物多様性国家戦略 2023-2030」及び上位計画(京都基本構想、京都市環境基本計画)の策定を踏まえ、次のとおり改定します。

主な改定内容

■ 生物多様性を巡る国内外の動向への対応

令和4年12月に生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)において採択された世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」や、世界目標を踏まえて策定された「生物多様性国家戦略 2023-2030」、「地域生物多様性増進法」をはじめとする国内外の新たな動向に係る情報を更新するとともに、京都市政の基本方針「京都基本構想」をはじめとする本市上位計画等との整合を図ります。

※ 自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させること



■ 課題・施策の積上げ

これまで本プランを推進してきた結果、生物多様性に係るイベント等への参加者が自然や生きものに興味がある層に偏り、幅広い方々に浸透していないことや、生物多様性保全に向け、あらゆる主体が行動する状態に至っていないことから、表出してきた課題に対応するため、**学生や観光客をはじめとした幅広い層への認知を促進するとともに、市民・企業等の生物多様性保全のために行動する状態に至っていない層が、行動するきっかけを創出するなど、各行政分野との融合による施策の積上げ**を行います。

■ 評価方法

生物多様性を巡る国内外の動向を踏まえ、複数の指標及び数値目標を設定し、2030年度目標の達成状況を総合的に判断します。

■ 多様な主体の巻き込み

改定したプランは、写真を多用し、記載内容を平易にするとともに、施策に基づく取組を別冊にまとめるなど、誰もが読みやすくなるよう表現の工夫を行いました。

また、上位計画となる京都市環境基本計画の取組「主体別指針」に、脱炭素や資源循環なども含めて分野横断的に掲げ、多様な主体の行動促進につなげていきます。

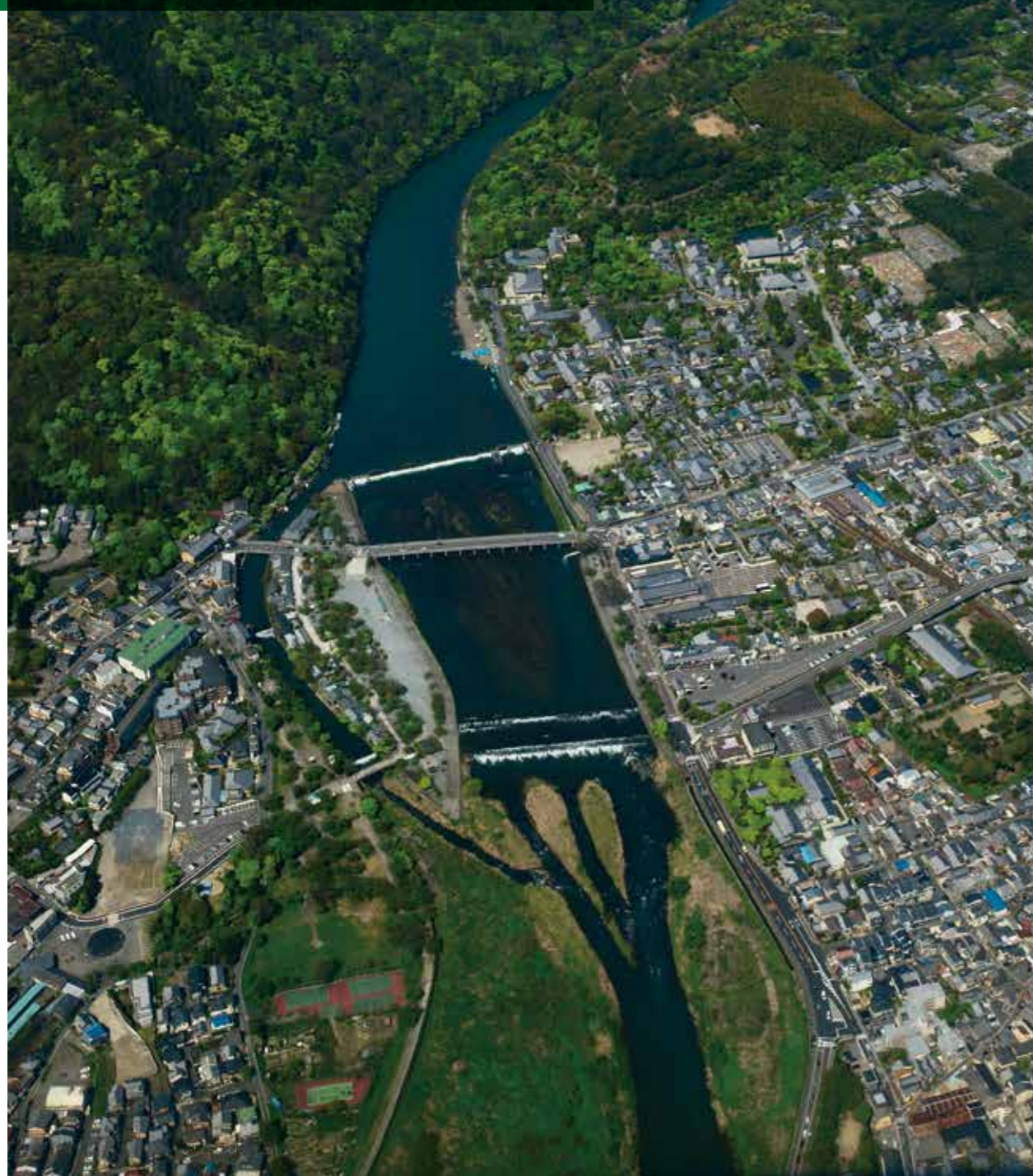
第1章

京都市における 生物多様性の 重要性と課題

桂川

左京区広河原を源とし、京都盆地南西部を貫流し、淀川に注ぐ「桂川」。周辺には、森林や社寺、公園、住宅地、河川敷など、様々な自然環境が存在し、そこには多種多様な生きものが生息・生育しています。

緑豊かな山々や、桂川をはじめとする清流の恵みを受けながら、鮮やかに季節が移ろう京都は、自然と共生する暮らしの中で多様な文化を形成してきました。



1.1 生物多様性とは

生物多様性とは、「生きものたちの豊かな個性とつながりのこと」をいいます。

生物多様性には、多様な生きものの「種の多様性」に加え、生きものがすむ「生態系の多様性」、形や模様など、生きものの多様な個性を生み出す「遺伝子の多様性」の3つのレベルの多様性があります。

色々な「種」が集まって暮らしている環境のことを「生態系」といい、地球上に存在する全ての生きものは、大気、水、土壌なども含めて、それぞれ複雑に関係し合いながら、バランスを保ちつつ、生態系を構成しています。

生きものは、一つひとつに個性があり、相互に支え合って生きています。

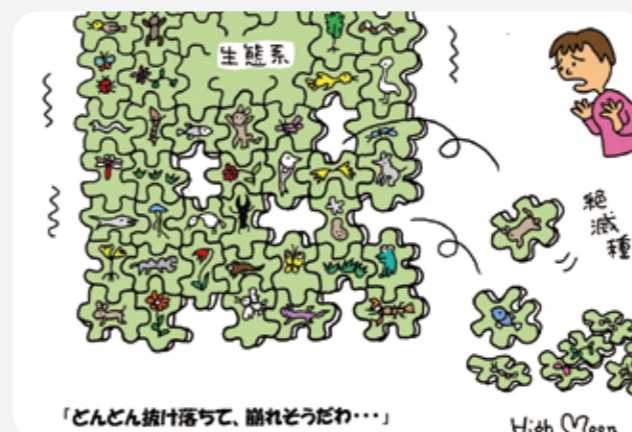


コラム

生態系のジグソーパズル

一つひとつの生きものは、構成員（パズルのピース）として、生態系（パズル全体）を支えており、生きものが多様であればあるほど、生態系は安定します。

逆に、一つの生きものが絶滅した（ピースが欠けた）だけでは、すぐに生態系は崩れませんが、欠けた部分とつながり合っていたピースは抜けやすくなり、そのままピースが抜け落ち続けることで、生態系は崩れてしまいます。



「どんどん抜け落ちて、崩れそうだわ…」

High Moon

出典：ハイムーン工房のホームページ

生態系が成り立つことで得られる恩恵（例えば、食料、水、空気、薬）により、生かされている私たちにとって、生態系の安定は非常に重要なことです。

だからこそ、生きものたちの豊かな個性とつながりを守る「生物多様性の保全」が必要であり、そのために行動していくことが、今、求められています。



花脊の三本杉

日本一背が高い木は、実は左京区の花脊にあります。
人知れず植物が光合成し、土壌が形成され、雨水が循環しているおかげで、私たち人間を含む生きものが生存できています。【基盤サービス】



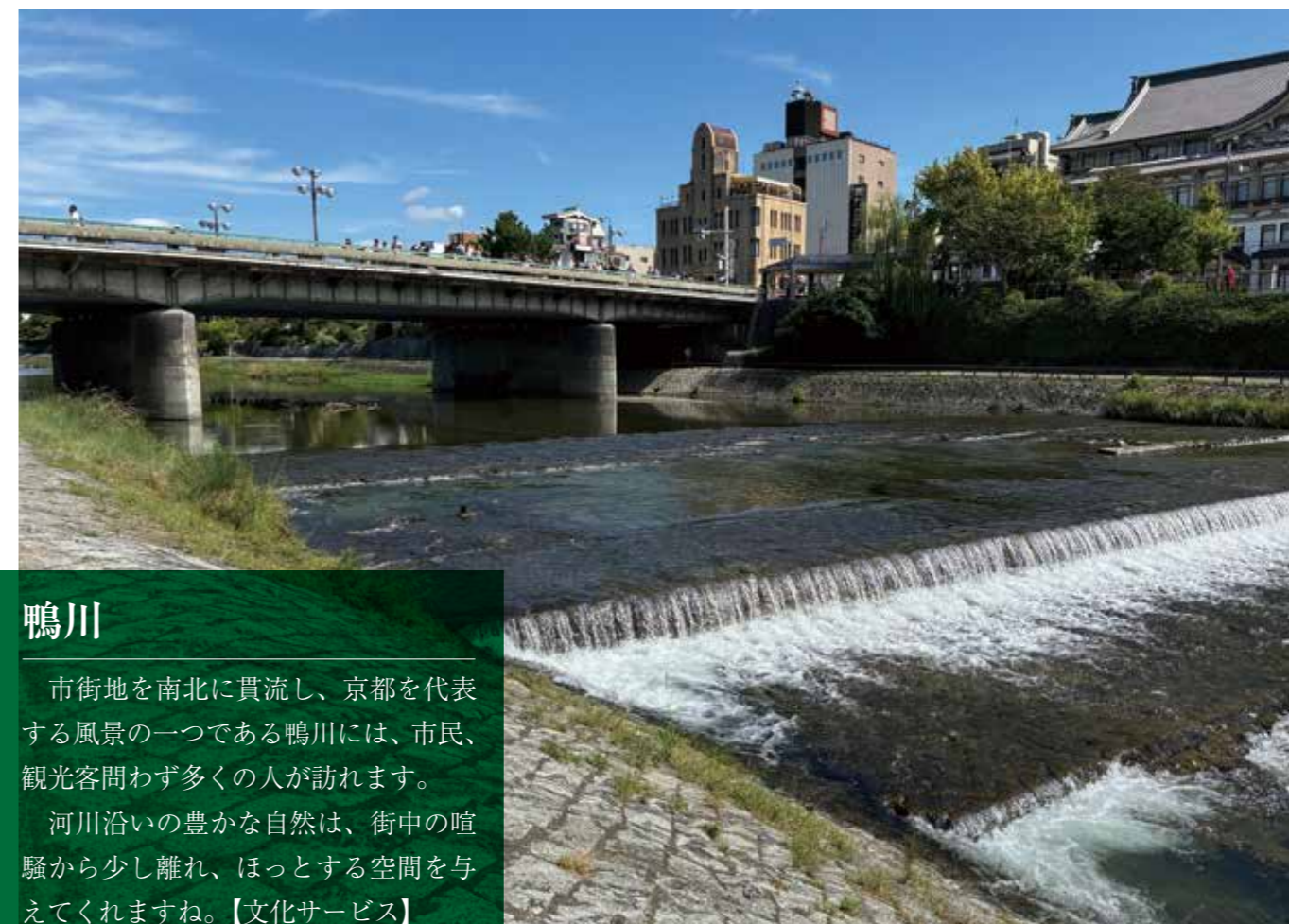
ニホンミツバチなどの昆虫

昆虫は、花から花へと飛び回る際、体に付着させた花粉を運ぶことで、植物の受粉を手助けしています。
野菜や果物が安定して生産され、美味しく食べられるのは、実は昆虫のおかげなんです。【調整サービス】



ニホンウナギ

京都の河川にはアユやニホンウナギなどが生息しており、昔から川魚料理として食されてきました。
私たちの生活に必要な米や野菜、魚、肉、住居に使用される木材などは、まさに自然の恵みです。【供給サービス】



鴨川

市街地を南北に貫流し、京都を代表する風景の一つである鴨川には、市民、観光客問わず多くの人を訪れます。
河川沿いの豊かな自然は、街中の喧騒から少し離れ、ほっとする空間を与えてくれますね。【文化サービス】

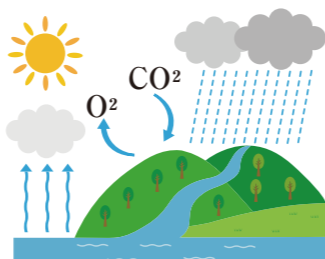
1.2 生物多様性の重要性

私たちの暮らしや事業活動は、生態系から受ける恵み(生態系サービス)によって支えられ成り立っています。

■ 基盤サービス

植物は、空気中の二酸化炭素を吸収し、動物や植物自身の生存に欠かせない酸素を作り出し、安定した気候を生み出しています。

また、安定した気候は、雲の生成や雨を通じて、水の循環をもたらします。



■ 供給サービス

米や野菜、魚、肉、住居に使用される木材、衣類に使用される絹や羊毛、綿、麻は、農林水産業を通じて、森里川海の生態系から得られる自然の恵みです。

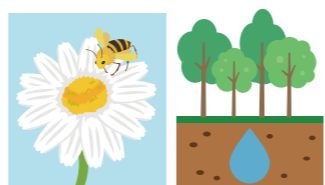
また、健康を補助する医薬品や暮らしを豊かにする科学技術にも、生物の機能や形態が利用されています。



■ 調整サービス

森林が雨水を貯留し、水が少しずつ流れ出すことにより、洪水や土砂災害といった自然災害の発生が防止され、土壌の水質浄化機能により、安全で栄養豊かな水が供給されることで、私たちの暮らしの安心・安全は保たれています。

また、地球上の主要農作物の75%以上、花を付ける植物の約90%は、昆虫や鳥などが花粉を運ぶことで受粉を手助けされており、様々な生きもののつながりが保たれているからこそ、私たちは、安定した食料供給を受け、美しい花々が咲く景観を楽しむことができます。



■ 文化サービス

豊かな自然は、京都の文化や景観、ひいては観光の基盤を成すとともに、私たちに安らぎや癒しを与え、ハイキングや森林浴などを通じて、身体の健康にも寄与しています。



生物多様性は、人間にとって有用な価値を持つ資本であるばかりでなく、心の安らぎや健康、豊かな文化の根源ともなる、極めて重要なものです。

私たちが生存し、生態系サービスを将来にわたって享受していくためには、人間にとって有用な価値を持つ種や希少種だけではなく、生態系全体を保全し、生態系の回復能力を超えない範囲で利用していくことが大切です。

どうして生物多様性の「保全」だけでなく「持続可能な利用」が必要？



私たちの暮らしは、生態系サービスによって支えられ成り立っており、これらを将来にわたって利用し続けるためには、過剰な採取や乱獲、生きものの生息・生育地の消失等により、生物多様性が損なわれないよう保全していく必要があります。

一方、生物資源^{※1}の利用が、生物多様性の保全につながっていることもあります。長い歴史の中で、農林水産業をはじめとした様々な人間の働き掛けを通じて形成された里地里山は、森林、農地、草地、ため池等の様々な環境がモザイク状に繰り返し現れる場として維持されてきたことで、多様な生きものすみかとなっており、生物多様性の保全上、非常に重要な場所です。

しかし、近年、森林資源の利用不足による森林の荒廃や自然との触れ合いの機会の減少など、人による自然の利用や手入れ等の働き掛けが減ったことで、生きものの生息・生育地としての質の低下が進んでいます。

生物多様性を保全するためには、生物資源の「使いすぎ」、「使わなさすぎ」を防ぎ、生物多様性を持続可能な形で利用することが必要です。本市のように、生物資源の消費地である都市においては、特に「生物多様性の持続可能な利用」^{※2}の視点が重要です。

※1 食料、衣料、木材、薬品など、人間の生活に必要な資源として利用される生物のこと。

※2 現在及び将来の世代が生物多様性の恵みを受容するとともに、人類の存続の基盤である生物多様性が将来にわたって維持されるよう、生物多様性の構成要素及び生物多様性の恵みの長期的な減少をもたらさない方法で、生物多様性の構成要素を利用すること。

■ 食文化

本市は、消費地の都市部と生産地の農村部が近接し、食を通じた循環を作り出すことで、「京野菜」をはじめ、野菜を中心とした食文化が育まれてきました。河川に生息しているアユやウナギなどの川魚も、京料理に欠かせない存在です。また、市内に蔵元がある日本酒をはじめ、京料理にも使用される味噌や醤油などの発酵食品には微生物や地域の米等が使用されています。



京野菜

■ 茶道・華道

茶の湯や生け花は、漆器や陶磁器、木竹工芸品等の生産と相まって、二十四節気をはじめとした季節感やおもてなしの心といった精神文化を、暮らしの中に浸透させていきました。茶道・華道の道具や装飾品、着物の文様なども自然に由来しています。

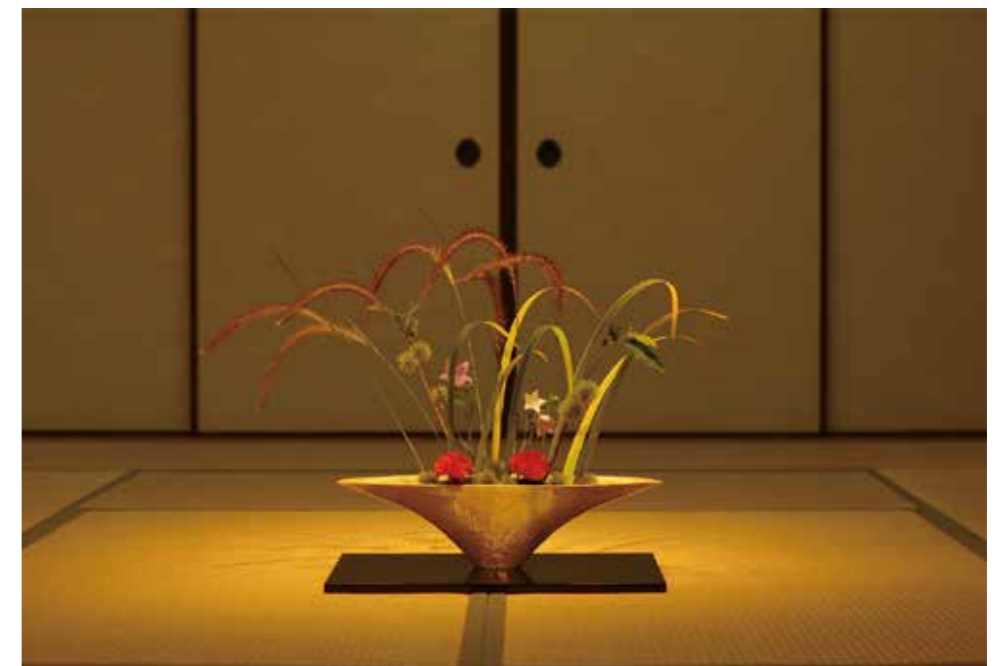


茶道



© 京都市メディア支援センター

京料理



華道

■ 祭事・伝統文化

京都三大祭の一つである祇園祭では、厄除けとして授与される粽にチマキザサちまきが使用されています。葵祭では、神と人を結ぶ神聖な植物として、行列の装束や牛車の装飾などにフタバアオイやカツラが使用されています。五山送り火の割木ないまつや松明などにアカマツが、無病息災を願う白朮詣りにオケラが、鞍馬の火祭の松明にコバノミツバツツジが使用されるなど、様々な祭事や伝統文化に植物が関わっています。



厄除け粽



葵祭



五山送り火



白朮詣り



鞍馬の火祭

■ 景観

京都の山々は日本庭園の背景に取り入れる借景として利用されています。特に、東山や嵐山は景勝地として知られており、多くの観光客が訪れます。川沿いの風情は、癒しの空間としても、人の心に豊かさを与えています。



無鄰菴



鴨川

1.3 京都市における生物多様性との関わり

■ 社寺の緑

ただし 糺の森や醍醐寺の森をはじめ、市街地にある社寺の緑は、身近な自然との触れ合いの場となるばかりでなく、生きもののすみかとして、生物多様性保全に資するとともに、京都ならではの自然環境を形成する要素として、観光資源にもなっています。



東本願寺（渉成園）



東福寺

このように、京都の伝統、文化、産業、景観は、四季の変化に富んだ豊かな風土により育まれてきたものであり、生物多様性は「京都らしさ」を支える基盤となっています。

しかし、近年では、里地里山の手入れ不足などにより、かつて京都で当たり前に見られ、利用してきた生きものが減少し、生物資源をほかの地域からの供給に頼らざるを得ない例もあります。

京都において生物多様性が失われることは、同時に、京都が「京都らしさ」を失うことにもつながる由々しき問題でもあります。

コラム

生物文化多様性

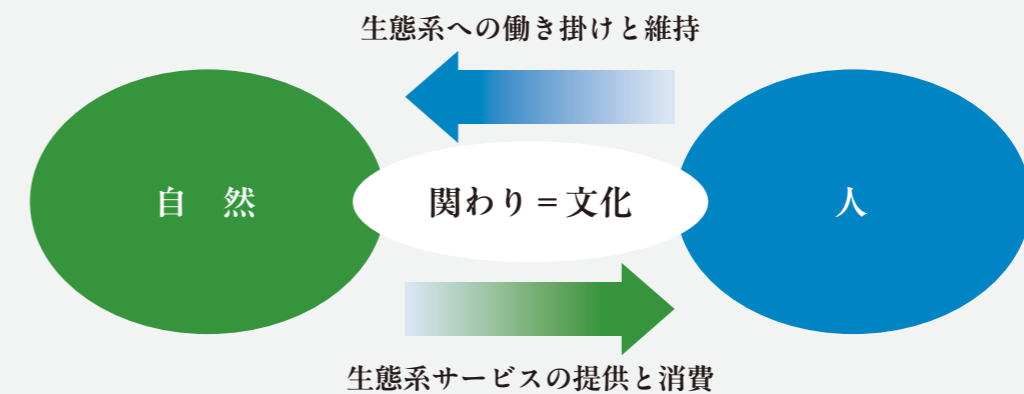
私たちの文化と自然は相互に密接に影響を及ぼし合って変化しており、人が自然と関わる過程で生まれる文化の多様性を「生物文化多様性」と呼びます。

京都においても、祭事で使用する植物を地域の里山で採取するとともに、茶道で使用する道具の材料を近郊の竹林から調達するなど、京都の様々な文化が自然と密接に関わっています。

しかし近年、里地里山の手入れ不足などによって、京都の自然の質が低下しており、同時に、京都の文化にも大きな影響を与えています。

将来にわたって自然と共に、京都の暮らし・文化を継承・発展していくためには、自然を一方的に消費するのではなく、人と自然が互いにかされ共存する社会の在り方が必要です。

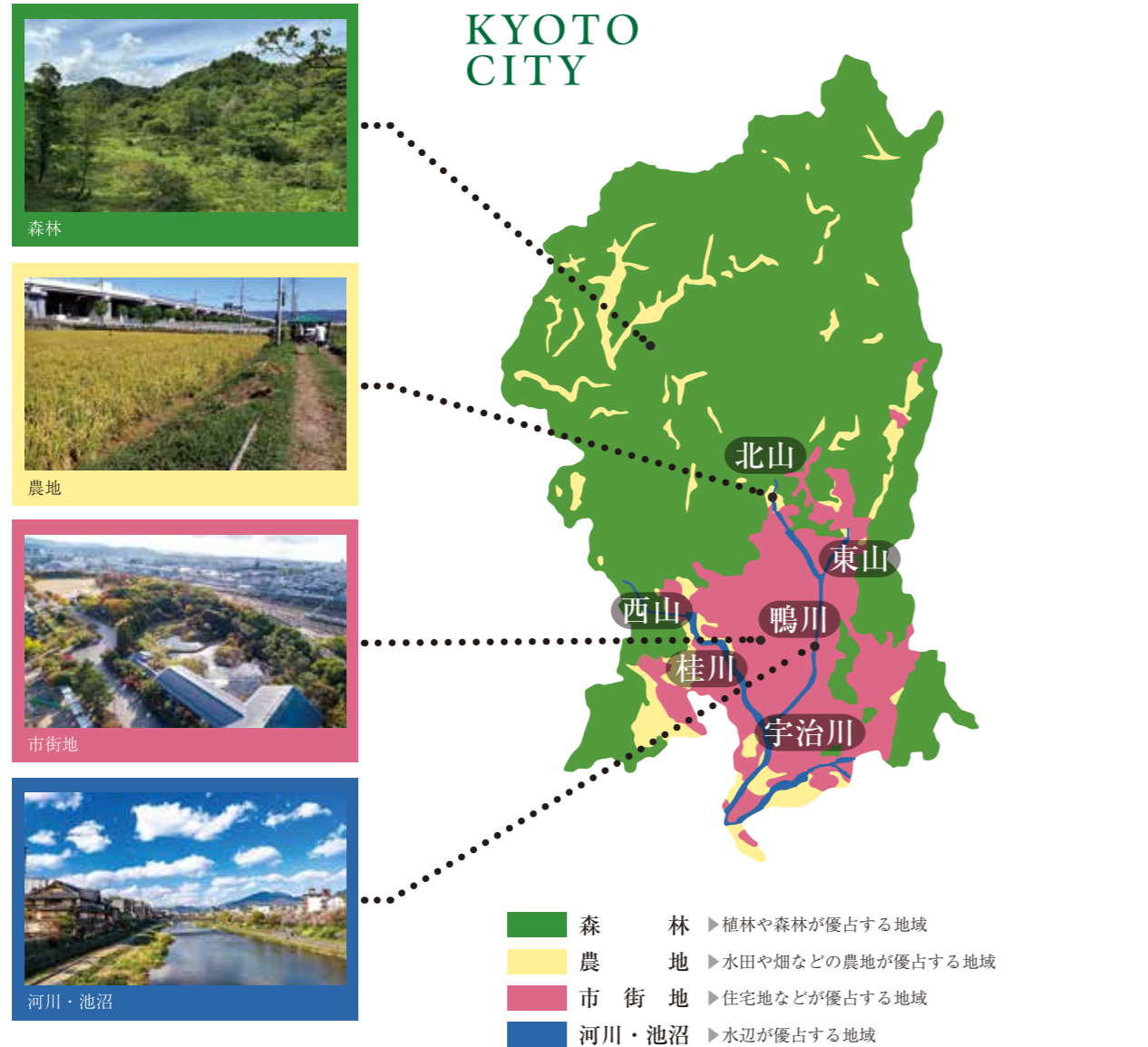
「生物多様性と文化多様性をつなぐ」(ユネスコ・生物多様性条約事務局共同プログラム) (https://ouik.unu.edu/contents/images/bio/Flyer_JP-BiCuD.pdf) をもとに作成



出典：敷田麻実、湯本貴和、森重昌之（2020）「はじめて学ぶ生物文化多様性」講談社

生物文化多様性のイメージ

1.4 京都市の自然環境の特徴



1/25,000 植生図 自然環境調査 Web-GIS データ (環境省生物多様性センター) を使用し作成 (http://gis.biodic.go.jp/webgis/)

本市は、大阪平野に連なる盆地が南部に広がり、東山、北山、西山や鴨川、桂川、宇治川をはじめとする山々や河川が織りなす豊かな自然に恵まれています。

大都市でありながら、森林は市域の74% (約4分の3) を占め、ツキノワグマをはじめとした哺乳類が生息し、河川や池沼、琵琶湖疏水等の水路には、魚や水生昆虫などの生きものやそれを餌とする野鳥が生息しています。

また、地域によって気候風土が異なり、古くから多種多様な農産物が生産されてきました。特に京北地域、嵯峨野、大原、大原野、宕陰などでは、農業が盛んに行われ、美しい田園風景が広がっています。農地は、メダカやカエル、チョウなど様々な生きものにすみかを提供しており、それらを餌とする野鳥が飛来します。

さらに、市街地の中に点在している社寺林や庭園、町家、民家の庭も、季節を通して野鳥や希少な在来植物等の生きものすみかとして欠かせない場所です。

こうした自然環境が本市の生物多様性を支える礎となっています。

エコロジカル・ネットワークの形成

生きものの生息・生育地は、孤立して存在しているわけではなく、お互いに関係し合いながら生物多様性を支えています。自然が多い場所では、生きものが比較的容易に行き交うことができますが、市街地に残された生息・生育地は点在し、生きものが行き来することが難しくなります。例えば市街地では、町家の坪庭や住宅の庭の減少などによって、河川では、護岸改修や暗渠化の進行、堰堤の設置などによって、生きものの移動が阻害されてしまうことがあります。

生態系の拠点の適切な配置やつながりのことをエコロジカル・ネットワークと呼び、その形成に当たっては、核となる地域(コアエリア)と、外部との相互影響を軽減する緩衝地域(バッファゾーン)を適切に配置、保全し、緑地や魚道等の生態的な回廊(コリドー)をつなぎ、ネットワーク化することが重要です。



出典：環境省ウェブサイト (https://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/policy/econet/21-1/files/Lpdf) エコロジカル・ネットワークの模式図



市内における重要な緑地 (京町家の坪庭)

河川・流域連携の重要性

河川は流域の基軸となる自然空間であり、これまでの河川の一部を中心とした取組から、水系を一貫した取組や流域に視点を広げた取組へと展開し、流域と一体となった多自然川づくりを進める意義は大きくなっています。また、生態系ネットワークの空間的な広がり、行政界や管理区域を反映したものではなく、生態系が存在する場所及び周辺地域の管理者、利用者などが相互に協力して、柔軟に取り組むことが必要です。取組の持続性を高めるためにも、

河川管理者が行う従来の管理行為の範疇にとどまらず、流域の地域住民や官民の関係主体、行政部局間の連携を活性化させ、多様な主体が参画する取組として推進することが必要です。



河川・流域の連携による生態系ネットワーク形成のポイントブック (案) (国土交通省) (https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/kankyoo/gaiyou/panf/seitaikei_network_pointbook.pdf) を加工して作成
河川と流域の連携イメージ

1.5 京都市の生物多様性の課題

平成26年に策定した京都市生物多様性プランに基づき、取組を進めてきた結果、市民の生物多様性に関する認知度が向上しつつあるなど、生態系等の保全や生物多様性の理解と普及を一定進めることができました。しかし、依然として次のような課題が残されており、市域における生物多様性を十分に保全・回復するには至っていません。

■ 「京都らしさ」を支える生物資源の減少

チマキザサ

祇園祭の厄除け粽やお菓子の麩まんじゅう、京料理の敷き笹などに使用されています。左京区の花脊や八丁平等で群生していましたが、一斉開花・枯死とシカの食害等により激減しています。



フタバアオイ

葵祭の行列の装束や牛車に飾られています。春先は明るい環境、夏は木陰を好みますが、林床など生育に適した環境が少なくなった影響やシカによる食害を受け激減し、葵祭に必要な枚数が集まらなくなっています。

アカマツ

五山送り火の割木や祇園祭の山鉾の真松として使用されています。明るい環境を好みますが、人の手入れ不足により、光が届きにくい林が増え、生育に適した環境が減ったことで、育ちにくくなっています。



■ 里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下

里地里山は、森林、農地、ため池、草原など、長い時間を掛けて人々が自然と寄り添いながら作りあげてきた、様々な自然環境を有しています。

人間活動によって維持されていたからこそ、多様な生きものの生息・生育地となっており、人と野生生物の住む地域を隔てる緩衝帯(バッファゾーン)としての役割もあります。



建築材等への森林資源の利用の減少や林業の担い手不足に伴い、森林の荒廃が進み、生物の生息・生育環境としての質の低下や貯水機能の低下による土砂崩れ等が懸念されています。

農地の宅地化等に伴い、里地里山の生きものが減少するとともに、狩猟者の減少・高齢化等に伴い、シカによる食害が増加し、植生が急激に衰退するなど、生態系に大きな影響を与えています。また、近年クマの日撃情報が増えているほか、シカ、イノシシ等の野生鳥獣による農林水産業や生活環境への影響も問題となっています。



■ 多様な動植物が見られる重要な生息・生育地の危機

京都御苑、宝が池公園、社寺の緑などのまとまった緑地や、鴨川、桂川、宇治川をはじめとする多くの河川があることで、市街地にも生きもののすみかとなる重要な自然が残されています。



京都御苑



深泥池

全国で唯一、生物群集として天然記念物に指定されている深泥池や環境省の「重要里地里山」に選定されている大原野森林公園、「重要湿地」に選定されている八丁平など、学術的にも価値が高い貴重な自然環境を有しています。



宝が池公園

これらの生きものの生息・生育地では、緑地や水辺の消失・縮小・分断、シカの食害、外来生物の増加、気候変動等により、生態系のバランスを崩しかねない状況にあります。

■ 地球温暖化の進行による生態系への影響

世界的に地球温暖化は進行しており、猛暑や集中豪雨など、気候変動による被害が一層顕在化・深刻化しています。このままでは世界全体の平均気温は、工業化前レベル(1850年～1900年世界平均気温)と比べて、今世紀末までに約4℃上昇し、私たちの暮らしに大きな影響を及ぼすおそれがあるとされています。

地球温暖化が進むことで、地球上の多くの動植物の絶滅のリスクが高まる可能性が高いと予測されており、生物多様性保全の観点からも、地球温暖化の防止が求められます。



提供：福井県立大学 恐竜学部 恐竜・地質学科 大石善隆教授
地球温暖化の影響によるコケの衰退

■ プラスチックによる生態系への影響



プラスチックは、生きものが餌と間違えて飲み込んだり、体に引っ掛かって動けなくなるなど、本市のみならず、下流の地域や海の生態系にも影響を与えています。

近年では、マイクロプラスチック※が有害な化学物質を吸着し、生きものの体内に取り込まれること等により、生態系に影響を与えることも懸念されています。

※ 一般に5mm未満の微細なプラスチック類を指し、プラスチックごみが波や紫外線等の影響で細くなることや、洗顔料や歯磨き粉へのスクラブ剤としての使用、合成繊維の衣料の洗濯等により環境中に排出されています。

京都市における これまでの取組と課題

本市では、平成26年に策定した京都市生物多様性プランや令和3年に策定した京都市生物多様性プラン(2021-2030)に基づき、「自然共生社会」の実現に向け、様々な施策を推進してきました。

進捗状況

■ 認知の促進に向けた取組

活動団体等による取組内容を共有し、参加者同士が交流する活動交流会や、自然に関わる活動の紹介等を通じ、生物多様性の理解を深める「きょうと☆いきものフェス!」の開催など、交流の機会の場を創出しています。

また、市立小学校における自然観察会を支援する「地域生きもの探偵団」の推進や民間企業等との連携による環境学習の機会の創出など、市民・事業者等の認知を促進する取組を推進しています。



地域生きもの探偵団

■ 行動変容の促進に向けた取組

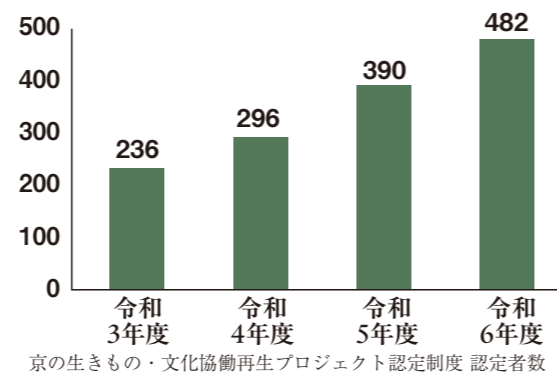
「きょうと生物多様性センター」による市民・事業者等へのコーディネートや活動団体・事業者等のネットワーク形成、「きょうと生物多様性パートナーシップ協定制度」を通じた活動団体の支援など、行動変容を促進する取組を推進しています。



「きょうと生物多様性パートナーシップ協定」締結式

■ 基盤となる取組

京都らしさを支える生きものの保全、再生などに取り組む団体等を認定する「京の生きもの・文化協働再生プロジェクト認定制度」の推進や、左京区花脊地域におけるチマキザサの再生、東山等における生物多様性豊かな森づくりなど、多様な主体と協働した森里街川の保全活動を推進しています。



保全活動を支援する体制整備や実践の機会の創出を支援し、「積極的に活動している人」の掘起こしや後押しが進んだ結果、「自然共生社会」の実現に向けて、着実に進捗しました。

きょうと生物多様性センター

京都市と京都府は、相互の連携を強化し、京都における生物多様性保全に向けた取組の一層の促進を図るため、「生物多様性保全の推進に関する包括連携協定」に基づき、令和5年4月に府市協働により「きょうと生物多様性センター」を設置しました。

同センターでは、京都の伝統・文化や暮らしを支えてきた「京都の自然の恵み」を守り、次世代につないでいくため、生物多様性に関する情報を正確かつ継続的に把握し、収集された知見を基に、生物多様性に係る理解促進や担い手育成、地域や企業の保全活動の支援等を行うとともに、保全に係る様々な主体の連携・協力関係を構築し、効果的かつ持続可能な生物多様性保全の取組を展開しています。



企業向けセミナー

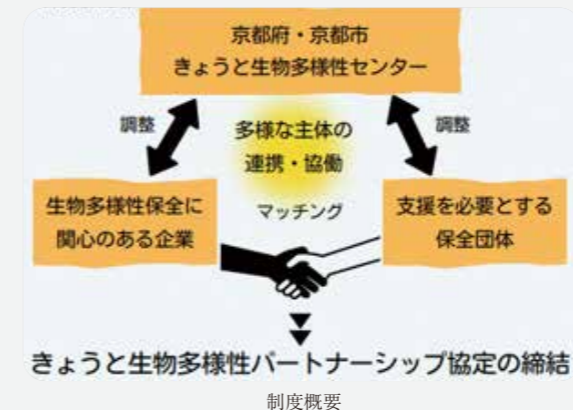


きょうと☆いきものフェス!

きょうと生物多様性パートナーシップ協定制度

京都市と京都府は、民間資金等を活用して、生物多様性の保全活動に取り組む団体を支援等するため、包括連携協定に基づき、令和5年9月に共同の制度「きょうと生物多様性パートナーシップ協定制度」を創設しました。

本制度では、京都市と京都府が「きょうと生物多様性センター」を通じて、生物多様性保全に取り組みたい企業と保全団体をマッチングし、企業と保全団体、同センター、京都市と京都府が協定を締結し、協働で保全活動を推進しています。



協定に基づく協働での保全活動(チマキザサ再生の取組)

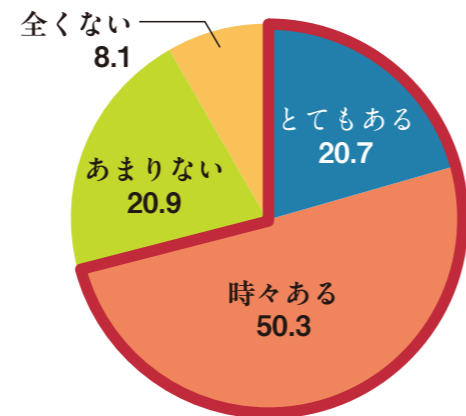
見えてきた課題

取組を推進した結果、興味のある人の認知は進んでいる一方、イベントやセミナー等への参加者が自然や生きものに興味がある層に偏っており、学生や観光客など、幅広い方々への浸透には至っていません。

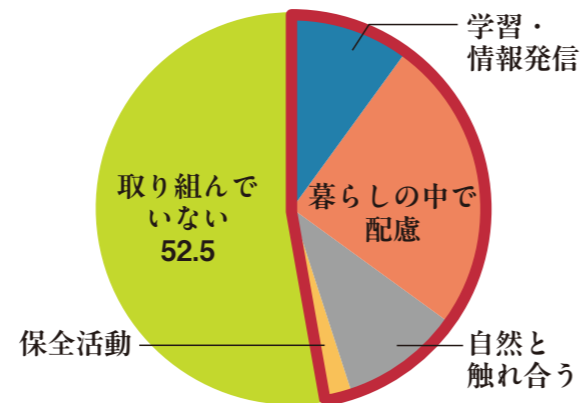
要因としては、生物多様性のために活動している団体等の紹介や交流する場づくりなど、「生物多様性」を主題とした情報発信や支援にとどまっていること、自然に触れる機会の減少により、子どもをはじめとした幅広い層の「原体験」を得る機会が不足していることが考えられます。

また、アンケート結果によると、「自然を身近に感じる機会がある人」が7割である一方、「生物多様性を守るために取り組んでいる人」が5割と大きな乖離があり、あらゆる主体が行動する状態には至っていません。

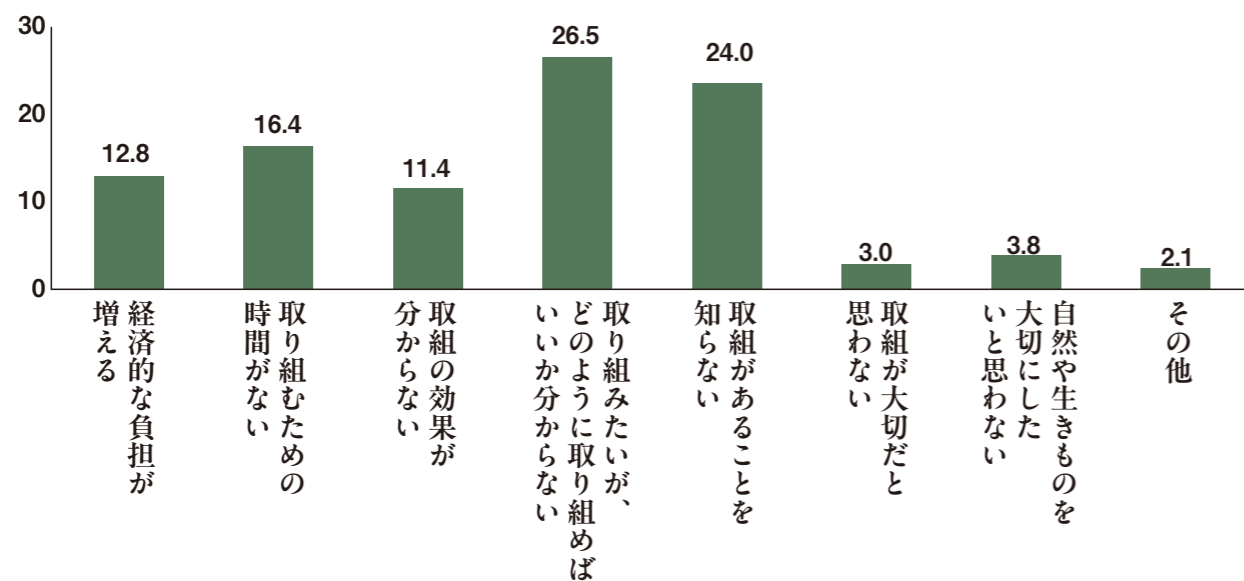
要因としては、積極的に活動する人への支援に偏っており、「行動したいが、できない人」を後押しするきっかけや、「行動する大切さを感じていない人」が気付く機会づくりが不足していることが考えられます。



自然を身近に感じる機会 [%]



生物多様性を守るために取り組んでいること [%]



「令和6年度京都市環境基本計画市民アンケート調査」を元で作成

生物多様性を守るために取り組んでいない理由 [%]

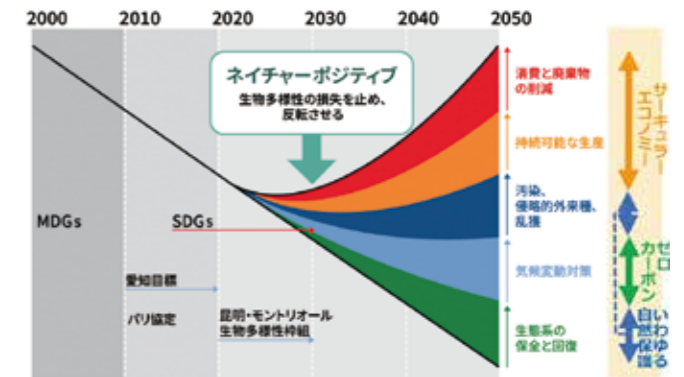
1.7 生物多様性を巡る国内外の動向

近年、生物多様性に係る国内外の情勢はめまぐるしく変化しており、国内外の新たな動向に対応する必要があります。

生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)では、世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、2030年ミッション「ネイチャーポジティブの実現」に向け、30by30*をはじめとした新たな目標が設定されました。

世界目標の採択を踏まえ、「生物多様性国家戦略 2023-2030」が策定されるとともに、企業等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進するため、「地域生物多様性増進法」が制定されるなど、企業等による取組の推進が期待されています。

*2030年までに陸域と海域の少なくとも30%以上を健全な生態系として効果的に保全すること。



生物多様性の損失を減らし、回復させる行動の内訳 「地球規模生物多様性概況第5版(GBOS)」を基に作成

「J-GBF ネイチャーポジティブ宣言」(環境省) (<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/j-gbf/about/naturepositive/>) を加工して作成
ネイチャーポジティブに向けた行動の内訳



出典：環境省ウェブサイト (<https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/r05/html/hj23010203.html>)

生物多様性国家戦略 2023-2030

1.8 課題解決に向けた視点

課題解決に向けては、生きものの生息・生育地を守る「生物多様性の保全・回復」だけでなく、「生物多様性の持続可能な利用」に重点を置いた取組が必要です。

また、あらゆる主体が生物多様性の重要性を十分に認識し、「自分ごと」として行動していくことが強く求められるため、一人ひとりの「ライフスタイルの転換」や「社会変革に向けた仕組みの構築」に取り組む必要があります。

このことから、本プランでは、①「生物多様性の持続可能な利用」、②「生物多様性の保全・回復」、③「ライフスタイルの転換」、④「社会変革に向けた仕組みの構築」の4つの視点で取組を進めています。

また、計画期間後半に向けては、「生物多様性」に興味のある層だけではなく、学生や観光客等をはじめとした幅広い層の認知を促進する取組や、市民・企業等の行動する状態に至っていない層が、行動するきっかけをつくる取組が必要です。

そのため、農林や観光、みどり、教育をはじめとするあらゆる行政分野との融合により、施策を推進します。

自然共生サイト



「生物多様性のための30by30 アライアンス」のロゴマーク

国では、ネイチャーポジティブの実現に向けて、「民間の取組等による生物多様性を増進する活動計画」を認定しており、認定された活動の実施区域を「自然共生サイト」と呼びます。認定された区域は、保護地域との重複を除き、国際データベースに登録されます。

本市は、有志の企業・自治体・団体による「生物多様性のための30by30アライアンス」に参加し、「自然共生サイト」への認定促進や市民周知等に取り組んでおり、市域では、令和7年3月末時点で、以下2か所を含め、10か所が認定されています。



梅小路公園 朱雀の庭・いのちの森

池泉回遊式庭園「朱雀の庭」は、京都の庭園文化を継承し、地域の生きものを育む、生物文化多様性の新たな拠点として機能しています。復元型ビオトープ「いのちの森」では、継続的な動植物のモニタリング調査や自然観察会を行っています。



さすてな京都ビオトープ

南部クリーンセンター環境学習施設「さすてな京都」には、かつて近隣地域に存在していた横大路沼や巨椋池の自然環境を再現した「湿地ビオトープ」を整備し、生物多様性の取組を体感できる講座に活用しています。

森林・農地・河川の多面的機能

森林や農地、河川は、食料や森林資源の供給、雨水の涵養による洪水の防止、土砂災害の防止、地球温暖化の防止、風致景観の保全など、様々な機能を有しており、私たちにとって重要な場所です。

例えば、森林の多面的機能を貨幣価値に換算すると、年間70兆円にもなると言われています。この額は、日本の国家予算に相当する莫大なものです。

私たちが安心・安全で文化的な暮らしを続けていくためにも、多面的機能が継続的に発揮されるよう、市内産木材の利用や農産物の地産地消などを通じて、皆で支えることが重要です。



出典：平成30年度森林・林業白書 HP (https://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/wpaper/30hakusyo_info/index.html)

第2章

プランが 目指すもの

2.1 プランが目指す方向性

■ 「知る」から「行動」へ

生物多様性の損失が進行している今、生物多様性を保全するために積極的に行動していくことが求められます。また、「行動」することで生物多様性への理解が深まり、「知る」ことにもつながります。

本プランは、行政だけでなく、市民、事業者、活動団体、大学・研究機関、学校等の各主体が、「自分ごと」として、「知る」だけでなく、「行動」できる具体的な行動例を提示した指針とします。



■ 「生物多様性の持続可能な利用」の重点化



先人から受け継がれてきた、京都の自然と共生する生活文化を再認識し、日常での消費行動やレクリエーションの場において、生物多様性の恵みを現代のニーズに合った形で持続的に「利用」するライフスタイルへの転換が求められます。

本プランでは、「生物多様性の持続可能な利用」の視点に重点を置いた取組を進めます。

■ 自然共生社会の実現に向けた変革

豊かな生物多様性の恵みを将来にわたって享受するためには、一人ひとりが「自分ごと」として行動し、ライフスタイルを転換するだけでなく、生物多様性を保全し、利用することで新たな産業の創出にもつながるよう、自然共生社会の実現に向けた変革が求められます。

本プランでは、生物資源の持続性が確保された自然共生社会の実現に向けた変革を促す取組を進めます。



■ 京都から世界の生物多様性保全への貢献



グローバル化が進んだ現代では、多種多様な食品や衣類、木材などの形で、世界中から多くの生物資源を輸入・消費しています。人々が、日常の暮らしと生物多様性のつながりを理解し、行動することは、地球全体の生物多様性の保全にもつながります。

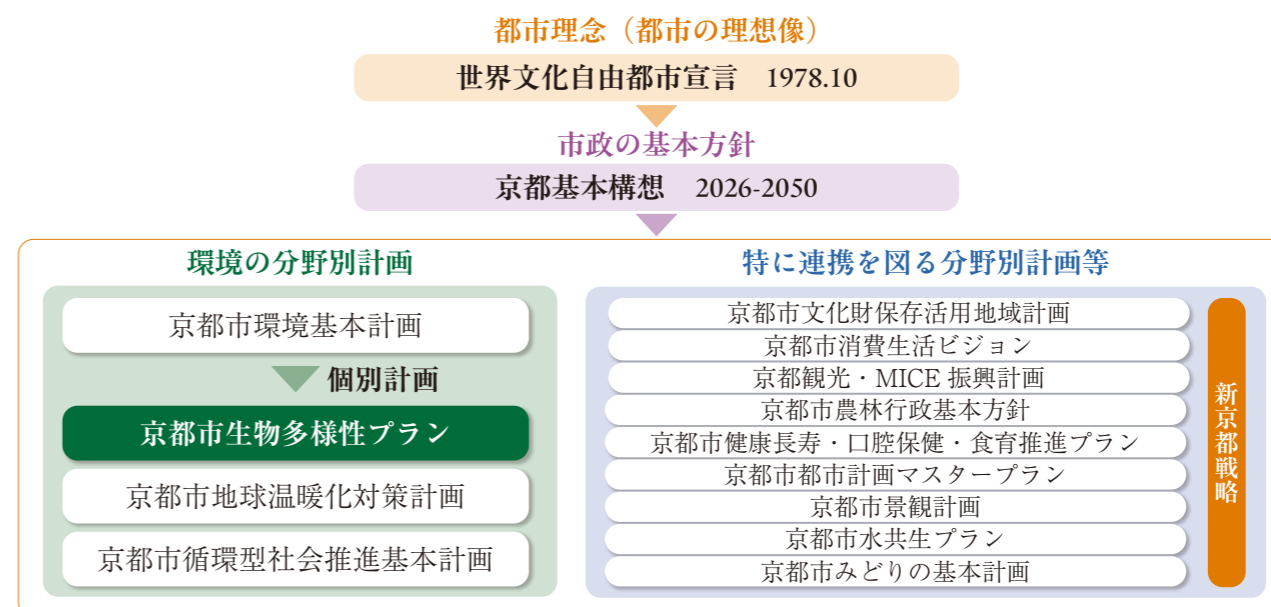
本プランでは、生産、流通、消費、廃棄の各段階において、生物多様性の持続可能な利用の実践を促し、多様な主体の協働により、世界の生物多様性の保全に貢献していきます。

2.2 関連計画との関係

本プランは、本市の都市理念である世界文化自由都市宣言、市政の基本方針である京都基本構想に基づく分野別計画である京都市環境基本計画の個別計画として位置付けます。

また、自然共生社会の実現だけでなく、SDGsの達成や脱炭素社会、循環型社会の実現にも貢献するため、京都市環境基本計画の他の個別計画である京都市地球温暖化対策計画及び京都市循環型社会推進基本計画と一体的に進めます。

さらに、環境分野以外の関連する分野別計画や、「突き抜ける世界都市 京都」の実現に向けて、令和9年度までに取り組む政策、政策を推進するためのしごとの仕方改革、財政・組織体制の今後の方針を示す新京都戦略等とも連携して政策を進めます。



(参考) 持続可能な開発目標 (SDGs) ※関連する主な目標



2.3 計画期間

令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間とします。

2.4 対象区域

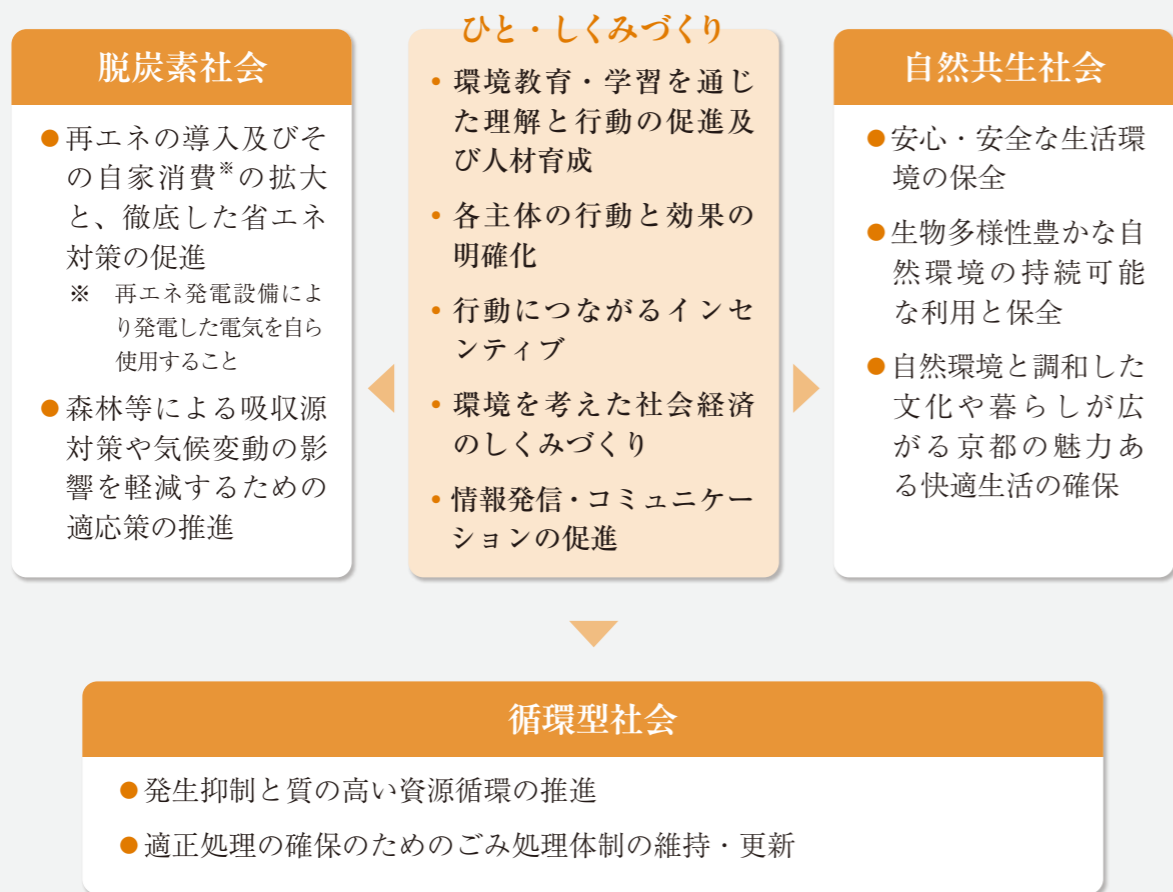
京都市域全体とします。

環境3分野の一体的な推進

森林を保全することが、温室効果ガスの吸収と動植物の生息・生育環境の確保を同時に達成することや、プラスチックの代替品への転換が、プラスチックごみの削減と生物資源の持続可能な利用を同時に推進することなど、脱炭素社会、自然共生社会、循環型社会の環境3分野は、相互に関連することから、シナジー（お互いに良い影響を及ぼし合う相乗効果を生み出すこと）の拡大や、トレードオフ（両立できず取り合いになること）の最小化を意識した一体的な実施が求められます。

本プランにおいても、各分野間の連携はもとより、京都市環境基本計画における分野横断型の方針である「ひと・しくみづくり」に掲げる、「各主体の具体的な行動と効果の明確化」や「行動につながるインセンティブ」、サーキュラーエコノミー等「環境を考えた社会経済のしくみづくり」といった、3分野に共通する課題について、一体的に取り組むこととしています。

京都市環境基本計画の施策体系



第3章

2050年の あるべき姿



3.1 2050年のあるべき姿

生物多様性を保全する取組は、生態系の保全・回復、人の意識や行動の変化など、結果が表れるまで時間を要することから、長期的な視点を持って、進めていく必要があります。

本市は、平成29年12月に開催した京都議定書誕生20周年を記念する会議において、「持続可能な都市文明の構築を目指す京都宣言」を発表しており、「2050年の世界の都市のあるべき姿」の一つとして「自然との共生の実現」を掲げています。

また、京都市環境基本計画において、京都基本構想で示す未来に受け継いでいくべき3つの価値のうち、「自然への畏敬と感謝の念を抱けるまち」を環境分野全体の2050年の将来像として掲げています。それを踏まえ、本プランでは、次のとおり「2050年のあるべき姿」を掲げます。

〈 2050年のあるべき姿 〉

自然を慈しみ、自然に感謝し、自然と共に、
京都の暮らし・文化・産業が継承・発展される「自然共生のまち・京都」

3.2 2050年までに達成すべきこと

2050年のあるべき姿の実現に向けて、①「生物多様性の持続可能な利用」、②「生物多様性の保全・回復」、③「ライフスタイルの転換」、④「社会変革に向けた仕組みの構築」の4つの視点ごとに、2050年までに達成すべきことを掲げます。

視点1 生物多様性の持続可能な利用

- 文化や生活を継続するために必要な生態系サービスが回復し、自然のバランスを保ちつつ、持続的に利用されている。
- 地球温暖化への適応や防災・減災等の様々な社会的課題に対し、自然が持つ機能を十分に活用する。

視点2 生物多様性の保全・回復

- 人為的な原因により生態系・種・遺伝子の多様性の損失が一切行われないうつ状態になっている。
- 世界の平均気温の上昇を1.5℃以下に抑え、地球温暖化による生物多様性への影響を最小限に回避する。

視点3 ライフスタイルの転換

- 一人ひとりが自然を身近に感じ、生物多様性の問題を「自分ごと」として認識する。
- 一人ひとりが生物多様性の持続的な利用と保全・回復のために行動・選択している。

視点4 社会変革に向けた仕組みの構築

- 社会経済活動において、生物多様性の持続的な利用と保全・回復が組み込まれている。
- 各主体がそれぞれの立場で生物多様性保全の担い手として活躍している。

第4章

2030年度までの 目標と施策

4.1 2030年度までの目標

「2030年度までの目標」は、「2050年までに達成すべきこと」の4つの視点(①生物多様性の持続可能な利用、②生物多様性の保全・回復、③ライフスタイルの転換、④社会変革に向けた仕組みの構築)を踏まえたものとし、目標の到達点を明確にするため、17の「達成項目」を設定します。

目標1 / 京都らしさを支える生物多様性の持続可能な利用を図る

達成項目

- ① 京都の文化を支える生物資源を持続的に利用する。
- ② 自然が持つ多様な機能を活用して、都市のレジリエンスの向上を図る。
- ③ 生物多様性を活用した持続可能な観光を促進する。

目標2 / 生息・生育地と種の多様性を保全・回復する

達成項目

- ① 多様な動植物が見られる重要な生息・生育地の環境を改善する。
- ② 里地里山の生物多様性の劣化を食い止め、回復を図る。
- ③ 種の絶滅を食い止める。
- ④ 生態系や人の健康、農林業に被害を及ぼす外来生物の拡大を防止するとともに、新たな定着を阻止する。
- ⑤ 海洋汚染につながる河川のプラスチックを削減する。
- ⑥ 地球温暖化を緩和する。

目標3 / 生物多様性に配慮したライフスタイルへの転換を図る

達成項目

- ① 生物多様性に配慮した消費行動が広がっている。
- ② 一人ひとりが自然を身近に感じ、暮らしている。
- ③ 一人ひとりが生物多様性とのつながりを認識している。
- ④ 一人ひとりが生物多様性のために行動している。

目標4 / 社会変革に向けた仕組みを構築する

達成項目

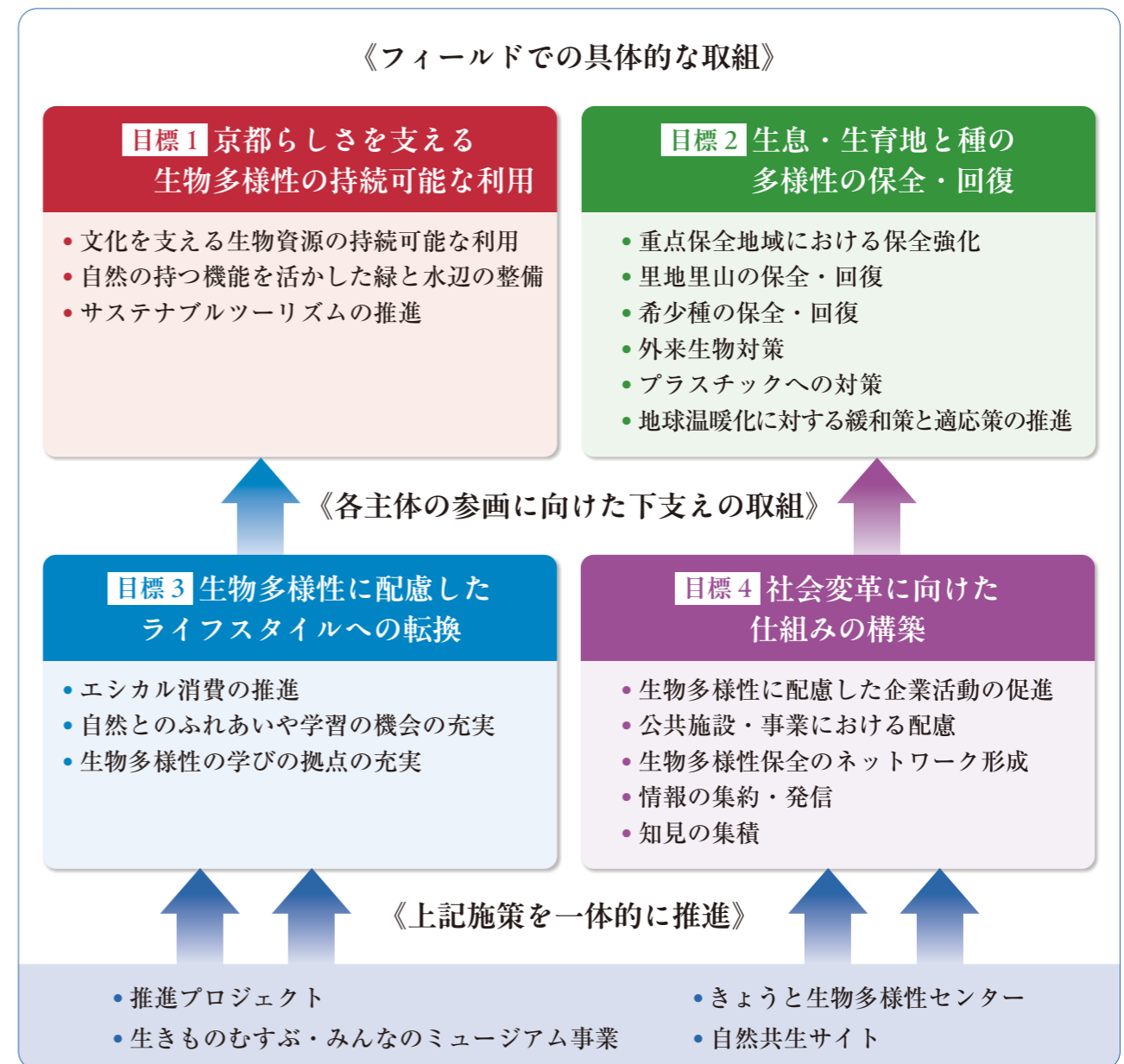
- ① 生物多様性に配慮した経済活動を促進する。
- ② 生物多様性保全のための活動を支援する。
- ③ 生物多様性に関する情報の集約・発信力を強化する。
- ④ 生物多様性の現状を把握するための知見を集積する。

4.2 2030年度までの施策

「2030年度までの目標」を達成するため、「達成項目」の実現に向けた取組の方向性を「施策」として示すとともに、各施策を一体的に進める「推進プロジェクト」や各取組を支援する体制を次ページ以降に掲載します。

なお、施策に基づく取組は、別冊にまとめるとともに、随時見直しや追加を行い、ブラッシュアップを図っていきます。また、生物多様性の観点から市民、事業者、滞在者(観光客等)の各主体に求められる行動について、京都市環境基本計画の取組として位置付け作成する「主体別指針」に、脱炭素や資源循環なども含めて分野横断的に効果も掲げ、行動の促進につなげていきます。

施策体系



京都らしさを支える 生物多様性の持続可能な利用を図る

施策1 / 文化を支える生物資源の持続可能な利用 〈達成項目①〉

京都の文化を支える生物資源を持続可能に利用できるよう、多様な主体の参画の下、生息・生育地の保全・回復や、京都ゆかりの植物を持続可能に供給する体制の構築を図ります。

また、暮らしや文化への生物資源の利用を通じ、保全の必要性を発信することで、取組の輪を広げ、「京都らしさ」の継承・発展につなげます。



市民と協働した生物多様性に配慮した庭づくり

施策2 / 自然の持つ機能を活かした緑と水辺の整備 〈達成項目②〉



雨庭

公園や庭園、河川等における身近な自然との触れ合いの場を確保するほか、生きものの生息・生育地を確保するとともに、生態系ネットワークを形成するため、生物多様性に配慮した市街地の緑化や多自然川づくり[※]を推進します。

また、自然が持つ機能を活用することで、自然災害の防災・減災、地球温暖化への適応等の課題解決に貢献する「グリーンインフラ」の整備を推進します。

[※] 河川全体の自然の営みを視野に入れ、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するため、河川管理を行うこと。

施策3 / サステナブルツーリズムの推進 〈達成項目③〉

生物多様性の価値や大切さを発信するため、本市が有する豊かな自然環境、自然と共生する暮らしや文化を観光資源としたエコツーリズムや農山漁村に滞在し農林水産業等の体験を行うグリーンツーリズム、森林空間を利用したレクリエーションの取組を推進します。

また、生物多様性の保全活動への参加や支援、健康長寿やメンタルヘルスの向上、観光の分散化にもつなげます。



京都一周トレイルにおける自然観察会

地域性種苗について

森林の保全や市街地の緑化などで植物を植える際は、在来種の地域固有性を守るため、国外由来・国内由来の外来種は導入せず、**地域性種苗[※]**を使用することが重要です。

京都では平成26年度から、KES認証登録事業所が参加する「KESエコロジカルネットワーク」の取組として、令和7年3月末時点で約200の事業所が、事業所の敷地等においてフジバカマやヒオウギをはじめとした「和の花」の保全に取り組んでいます。

また、農林業や造園業に関わる方々で構成する「京の苗木生産協議会」が、市内に自生する樹木の種子から育成し、京都の風土にあった苗木「京の苗木」の生産や流通に取り組んでおり、三山の保全などに活用されています。

[※] 緑化等に用いる苗のうち、植栽しようとする場所を含む地域に自然分布している種類で、かつ、植栽地からできるだけ近い自然の草地や森林に生える個体の種子から育てた苗。



和の花とアサギマダラ



京の苗木

NbS (Nature-based Solutions) について



日新電機株式会社の日新アカデミー研修センターにおける雨庭

NbS(自然を活用した解決策)は、健全な自然生態系が有する機能を活かして社会課題の解決を図ることです。主目的の社会課題の解決に加え、複数の効果をもたらす特徴があり、自然による癒しや人の健康への好影響等の波及効果も期待されています。

自然環境の保全を目的とする取組であっても、気候変動緩和・適応、防災・減災、資源循環、地域経済の活性化、人獣共通感染症、健康などの社会課題解決に貢献する側面を有するものもあり、本市では「雨庭」[※]の整備が進んでいます。

[※] 地上に降った雨水を一時的に貯留し、ゆっくりと地中にしみ込ませる植栽空間。

出典：環境省ウェブサイト (<https://www.env.go.jp/nature/biodiversity/nbs.html>)

生息・生育地と種の多様性を保全・回復する

施策1 / 重点保全地域における保全強化〈達成項目①〉

深泥池や八丁平、大原野森林公園をはじめ、本市における生物多様性保全上重要な地域を「重点保全地域」とし、モニタリング結果等を収集することで、重点保全地域の生物多様性の状況の把握に努めます。

また、重点保全地域において、生物多様性の損失が認められる場合は、保全・回復のための支援を行います。



八丁平

施策2 / 里地里山の保全・回復〈達成項目②〉



岩陰

森林・農地の多面的機能が発揮されるよう、間伐の促進や森林病害虫への対応、市内産木材の利用促進など、健全な森林づくりや環境保全型農業(有機農業、減農薬栽培等)、地産地消など、環境に配慮した農作物の生産・消費を推進します。

また、シカ、イノシシ等の野生鳥獣について、侵入防止の防護柵の設置や適切な捕獲等、食害等による生態系被害への対策を講じます。

さらに、活動団体や地域の取組を支援するとともに、森林や農地、周辺環境が適切につながり、生物多様性豊かな環境を再構築する枠組みづくりを進め、流域全体の連携を促進します。

施策3 / 希少種の保全・回復〈達成項目③〉

本来の生息・生育地の保全・回復を図るとともに、必要に応じて、遺伝的多様性に配慮しつつ、安全な施設等で生きものを保護し、育て、増やす「生息域外保全」の取組を進めます。

また、希少種の本来の生息・生育地を保全する体制の構築に向けた検討を進め、最終的には増やした生きものを元の生息地に戻す「野生復帰」を目指します。



希少種の生息域外保全

施策4 / 外来生物対策〈達成項目④〉

調和ある生態系の保全や、暮らしの安全の確保、農林水産業や文化財への被害防止を図るため、「外来種被害予防三原則(入れない、捨てない、拡げない)」に基づき、特定外来生物の定着・拡大防止に向けて、被害状況や定着段階を踏まえ、適切に周知を行うとともに、必要に応じて防除を実施します。

また、特定外来生物の生息状況や被害状況等の情報を収集し、対策の必要性や優先度の検討に活用します。

外来種被害予防三原則

- 1 入れない** 悪影響を及ぼすおそれのある外来種を自然分布域から非分布域へ「入れない」。
- 2 捨てない** 飼養・栽培している外来種を適切に管理し、「捨てない」(逃がさない・放さない・逸出させない)。
- 3 拡げない** 既に野外にいる外来種を他地域に「拡げない」(増やさない)。

「外来種被害防止行動計画」(環境省) (<https://www.env.go.jp/nature/intro/4document/files/plan.pdf>) を加工して作成

施策5 / プラスチックへの対策〈達成項目⑤〉



リユース食器のイメージ

生物多様性に配慮されたプラスチック代替品への転換促進、容器包装削減やリユース食器利用の促進、分別排出の徹底など、プラスチックごみの発生抑制を図ります。

また、街頭の散乱ごみ対策の推進や、河川における清掃活動の促進等により、プラスチックの流出による流域全体の生態系への影響を低減します。

施策6 / 地球温暖化に対する緩和策と適応策の推進〈達成項目⑥〉

2030年度目標の達成に向けて、ライフスタイル、ビジネス、エネルギー、モビリティの4つの分野における幅広い取組を進め、特に、再エネ・自家消費の拡大と、徹底した省エネ対策の促進を図ります。あわせて、森林等の二酸化炭素の吸収源対策や、気候変動の影響を軽減するための適応策を進めます。

また、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、イノベーションやグリーン人材の育成など、現時点から検討し、取り組むべき施策を推進します。



生物多様性に配慮した ライフスタイルへの転換を図る

施策1 / エシカル消費の推進〈達成項目①〉

地産地消や京の旬野菜をはじめ、生物多様性に配慮した製品・サービスが優先的に選択されるよう、販売・消費促進のための仕組みづくりや情報発信を行います。

また、食品ロスの削減や環境ラベルの普及・周知の取組を行い、エシカル消費の推進を図ります。



施策2 / 自然とのふれあいや学習の機会の充実〈達成項目②③④〉



環境学習施設における自然観察

自然観察会や自然と共生する文化や暮らし方の発信を促進し、自然を身近に感じるライフスタイルへの転換を図ります。

また、子どもから大人まで、ライフステージに応じて、環境学習の推進や生物多様性の持続可能な利用の観点からの啓発を行うとともに、研修等を通じて指導者の育成に取り組み、生物多様性とのつながりを認識し、行動する担い手づくりを促進します。

施策3 / 生物多様性の学びの拠点の充実〈達成項目②③④〉

「きょうと☆いのちかがやく博物館」*や環境学習施設(京エコロジーセンター、さすてな京都)、自然体験施設等を生物多様性の啓発拠点として、生物多様性に関する学びの提供や情報発信の強化を図ります。

※ 京都市動物園、京都府立植物園、京都水族館及び京都市青少年科学センターでは、次世代に向けた京都の自然環境の継承及び体験・啓発等を通じ、地域や社会の活性化に貢献することを目的に「いのちかがやく」を共通のコンセプトとして連携しています。令和5年度からは、「きょうと生物多様性センター」や公益財団法人京都市都市緑化協会も連携の輪に加わり、協働でワークショップを行っています。



自然体験施設における環境学習

生物多様性の保全とエシカル消費

生物多様性の保全に配慮した製品やサービスを選択することも「エシカル消費」*の一つです。生物多様性に配慮された食材・原材料を調達したり、生産加工や物流工程において、自然資源の持続可能な利用に配慮しているものを選ぶことで、身近な暮らしの中でも、生物多様性の保全に貢献することができます。

生物多様性に配慮した食品や製品を選ぶ基準として、様々な環境ラベルがあります。

※ 人や社会、環境、地域に配慮した製品やサービスを選んで消費すること。



森林の環境保全に配慮し、経済的にも持続可能な形で作られた林産物に付けられるマーク



農業や化学肥料などの化学物質に頼らないで作られた食品に付けられるマーク



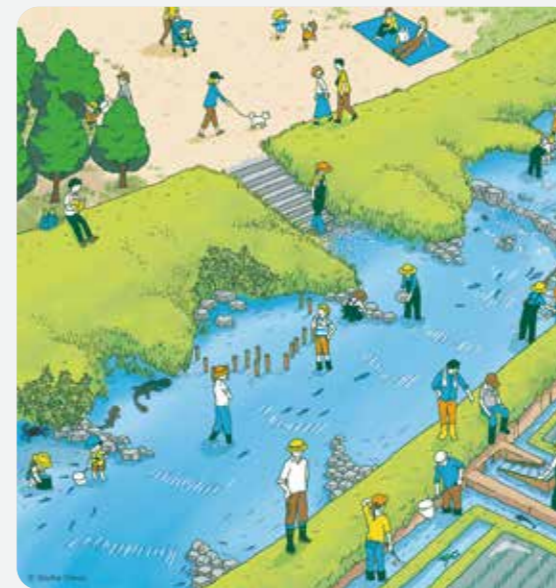
持続可能で、環境に配慮した漁業で獲られた天然の水産物や水産加工品に付けられるラベル



森林や生態系の保護、労働環境向上など、より持続可能な農法で栽培された認証農産物に表すマーク

環境ラベルの例

小さな自然再生



「小さな自然再生」は「みんなでアイデアを出し合って、協働する手づくりの自然再生」であり、河川や地域に悪影響を及ぼさないよう配慮することを条件に、失敗を恐れず、まずはできることからやってみようという見聞の精神を基本コンセプトに、比較的安価な費用で、子どもからお年寄りまで誰もが気軽に参加しながら、日曜大工の感覚で手づくりで取り組むスケールの小規模な自然再生活動です。

地域住民等が主体となり身近な自然を再生する「小さな自然再生」は、小規模かつ誰でも始められるもので、全国各地に活動が広がっていくことが期待されています。

出典：公益財団法人リバーフロント研究所：リバーフロント研究所報告 第36号(2025年9月)、小さな自然再生サミット実行委員会：小さな自然再生サミット 2025 京都大会(2025年12月) 水辺で取り組む「小さな自然再生」のイメージ

目標4 社会変革に向けた仕組みを構築する

施策1 生物多様性に配慮した企業活動の促進〈達成項目①〉

生物多様性に配慮した企業活動に係る情報の提供や助言をはじめ、生物多様性に配慮したサプライチェーン^{※1}の取組や環境マネジメントシステムの推進、認証の取得、CSR活動の実施、TNFD^{※2}への対応等を促進することで、事業者における「生物多様性の保全と持続可能な利用」の行動を促進します。

※1 調達から販売に至る一連の過程

※2 企業と金融機関が、自然関連課題を特定・評価・管理し、適切な場合は開示するためのリスク管理と開示の枠組み



株式会社鳥津製作所の「鳥津の森」

施策2 公共施設・事業における配慮〈達成項目①〉



京エコロジーセンターの屋上ビオトープ

公共施設における生物多様性に配慮した緑化の促進や環境配慮性能の確保など、公共施設・事業が生物多様性に配慮したものとなるよう取組を推進します。

また、公共施設・事業における敷地内の利用方法や公共調達の在り方を点検し、公共調達・事業における生物多様性への配慮の具体化を図ります。

施策3 生物多様性保全のネットワーク形成〈達成項目②〉

「きょうと生物多様性センター」による市民・事業者等のネットワーク化や、「きょうと生物多様性パートナーシップ協定制度」による資金調達の仕組みづくりなど、保全活動における担い手や資金の確保を図り、市民、事業者、活動団体等の各主体による「生物多様性の保全と持続可能な利用」の行動を促進します。

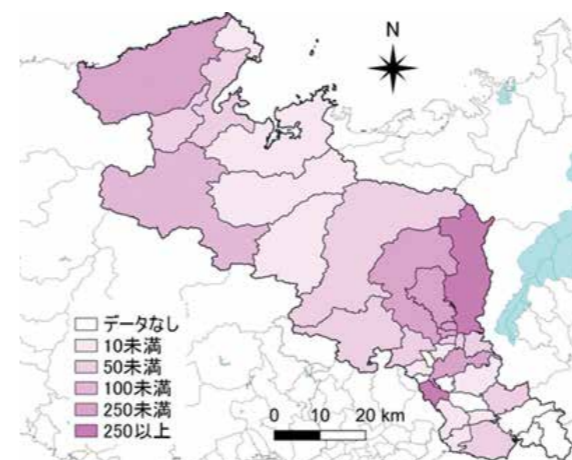


施策4 情報の集約・発信〈達成項目③〉

「きょうと生物多様性センター」を通じた情報の集約・発信や「生きものむすぶ・みんなのミュージアム事業」の推進など、本市における生物多様性の利用と保全・回復の取組や保全活動の実施状況等の情報を集約・発信することで、生物多様性の理解や行動に必要な情報を誰もが手軽に入手できるようにします。



施策5 知見の集積〈達成項目④〉



セミ類のデータ収集の状況

大学、活動団体等との連携や市民参加型調査により、本市の生物多様性の現状だけでなく、京都の伝統・文化・産業・景観等を支える生物多様性に関する情報や、自然と共生する文化・暮らしに関する情報など、京都の生物多様性に関する知見を幅広く集積します。

また、「きょうと生物多様性センター」を中心に、持続的かつ効果的に生物多様性の現状を把握する体制を構築し、優先的に保全すべき地域や動植物の見える化など、生物多様性の保全と持続可能な利用の推進に活用します。

コラム

生物多様性に配慮した緑化

緑化する際は、周囲の自然環境との調和を図ること、地域の自然や景観、文化との調和を図ること、生態系等に被害を及ぼすおそれがある外来種の使用を避けることなど、総合的に考えることが重要です。

宝が池公園では、武田薬品工業株式会社京都薬用植物園と連携し、宝が池公園にゆかりの深いコバノミツバツツジ(地域性種苗)を、近隣の小学校と共同で植樹する取組を実施しました。



宝が池公園に咲くコバノミツバツツジ

推進プロジェクト

庁内連携をはじめ、関連する取組を一体的に進め、相乗効果の発揮を図る「推進プロジェクト」として、本市の自然環境の特性を踏まえた「森」「里」「街・川」の3つのフィールドに加え、本市の都市特性を踏まえた「京都らしさ」(伝統、文化、産業、景観等)の継承の観点から、生物多様性の課題解決に取り組みます。

取組の推進に当たっては、目標1、2に関する現場での取組だけでなく、目標3、4に関する各主体の参画を下支えする取組と一体的に進めます。また、誰もが「自分ごと」として生物多様性のための行動を起こすきっかけとなるよう、多様な主体を巻き込んで取り組みます。

森 恵み豊かな森づくりプロジェクト

左京区花脊・別所地域におけるチマキザサの再生や東山における生物多様性豊かな森づくり、西山における希少な動植物が生息・生育する自然環境保全など、森林資源を持続的に利用し、シカによる食害への対策等を進めることで、劣化した森林植生を再生し、森林環境の回復を目指します。



東山の森における林相改善事業

里 食と農業プロジェクト

伏見区向島地域における環境保全型農業の推進など、環境に配慮した農産物の生産・消費を促進し、生物多様性保全機能をはじめとした、多面的機能が発揮される持続可能な農業の推進を目指します。



向島における環境に配慮した農業

街川 水と緑のネットワーク形成プロジェクト

宝が池の森における保全・再生・利活用や、鴨川をはじめとした淀川流域における天然アユなどの川の恵みを豊かにする活動など、市街地の緑化や生物多様性に配慮した川づくりを推進することで、水辺と緑地の連続性を確保し、生態系ネットワークが確保されたまちづくりを目指します。



鴨川における魚道の設置

京都らしさ 「京都らしさ」を支える生きものプロジェクト

「京都らしさ」を支える生物資源調査の結果の活用など、産業をはじめとする「京都らしさ」の継承に必要な生物資源を特定し、保全・回復の取組を講じることで、生物資源の持続可能な利用を目指します。



「京都らしさ」を支える生物資源調査

きょうと生物多様性センター

京都の伝統・文化や暮らしを支えてきた「京都の自然の恵み」を守り、次世代につないでいくため、令和5年度に府市協働で「きょうと生物多様性センター」を設置しました。

同センターでは、「収集」「利活用」「継承」をテーマに、効果的かつ持続可能な生物多様性保全の取組を推進します。

テーマ	事業内容
収集	分布などの生物多様性情報の集積・データベース化
	各主体における標本・文献等資料の保有状況の把握
利活用	民間企業や大学等研究機関、保全団体等の多様な主体のネットワーク形成
	民間企業や大学等研究機関、保全団体等の連携による保全活動のコーディネート
	民間企業や保全団体等の保全活動や事業の際の環境配慮などに関する相談対応
	民間企業等に対する情報と専門的知識に基づく助言・提案
	民間企業や保全団体等の保全活動や啓発等の支援
継承	生物多様性に係る調査・研究
	資料や情報を活用した環境学習、担い手育成及び情報発信

きょうと生物多様性センターの取組



生きものむすぶ・みんなのミュージアム事業

本事業は、京都の文化や暮らしを彩ってきた生物多様性の恩恵を共に未来に引き継ぐため、自然や生きものから得られる恩恵と京都の文化や暮らしとのつながりを見える化することで、京都の自然を身近に感じ、愛着を深める人を増やす新たな仕掛けです。

仕掛けの構築に向けては、検討段階から、市民や市民団体、大学、企業、観光客などあらゆる主体が参加し、対話を重ねるなど、一緒に創り上げています。



仕掛けを検討するワークショップやフィールドでの試行的な運用



京都全体をミュージアムと捉え、京都の本質的な価値(ほんまもん)を見て、触れて、対話する体験の機会の創出や、食・建築・景観・藝道など、あらゆるところに存在する、自然と共生してきた知恵や様式に精通し、その価値を深め、発信する方(キュレーター)の拡大などにより、文化や暮らしと自然や生きものとのつながりに気づき、行動に移すきっかけを生み出します。



手作業や素材への想いに直接触れ、体感する



水分があることで硬化していく漆を見て、体感する



生きものの音や匂い、気配に包まれ、まちなかで自然の時間軸と同調する



キュレーターとして活動するために学び合う

自然共生サイト

環境省では、ネイチャーポジティブの実現に向けた取組として、「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」として認定する取組を令和5年度から開始しました。

また、ネイチャーポジティブの実現に向けた民間等の活動を促進するため、令和7年度からは、「自然共生サイト」を法制化した「地域生物多様性増進法」が施行されました。同法に基づき、企業やNPO等が作成・実施する「増進活動実施計画」や、市町村が取りまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う「連携増進活動実施計画」が、国により認定され、認定された実施区域が同法に基づく「自然共生サイト」となります。



出典：環境省ウェブサイト
(<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/documents/lowBio/30by30site-LegalOverviewBiodiversityPromoAct.pdf>)
活動計画の認定

ネイチャーポジティブの実現に向けては、生物多様性が豊かな場所を維持していくことに加えて、生物多様性が損失している場所において生物多様性の回復・創出を図ることも重要なため、同法では、維持・回復・創出の3タイプを認定の対象としています。

3つの活動タイプ



「身近な自然も生き物たくさん『自然共生サイト』」(環境省) (<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/documents/30by30kyousei-pamp.pdf>)
をもとに作成

本市では、「自然共生サイト」の積極的な周知や、申請に必要な情報の整理等の支援を行うとともに、「きょうと生物多様性センター」等を通じて、申請書類の記入方法等の助言を行うなど、市有地だけでなく民間企業や活動団体等における「自然共生サイト」への認定を促進します。

現在、国内外では、「生物多様性クレジット*」がネイチャーポジティブに向けて影響力のあるツールであると注目されています。国では、自然共生サイトを対象としたクレジットの発行を検討しており、中長期的にはオフセットへの活用も想定されています。

* 環境価値を定量化し、取引可能としたもの

第5章

推進体制と 進行管理

5.1 庁内における連携

生物多様性に関する取組は、様々な政策分野と密接に関係するため、庁内の関係部局との一層の連携が必要です。

全庁横断的に生物多様性の観点を取り入れた事業が展開されるよう、「京都市生物多様性庁内連絡会議」等を通じて、庁内の生物多様性に関する取組の情報共有と相互連携を図ります。



5.2 生物多様性保全検討部会



プランの進捗状況について、京都市環境審議会の下に設置されている「生物多様性保全検討部会」に定期的に報告します。

同部会においてプランの進捗を評価いただくとともに、評価結果に基づき、必要な取組等の見直しを行います。

5.3 各主体との連携

生物多様性の保全や持続可能な利用に向けては、立場や性別、年齢等を問わず多様な主体の参画が重要です。

市民、活動団体、事業者、教育機関、大学、国、京都府、他の地方自治体等の各主体との連携・協働を促進し、プランの推進を図ります。



5.4 評価方法

本プランの評価に当たっては、複数の指標を設定し、2030年度目標の達成状況を総合的に判断します。また、各達成項目の進捗状況を把握するため、達成項目の指標を設定します。

なお、計画期間に関わらず、生物多様性条約や生物多様性国家戦略などで示される最新の知見を取り入れるなど、必要に応じて順応的に見直します。

2030年度目標達成に係る評価指標

指標	2024年度実績	2030年度目標
自然共生サイトの認定面積(累積)	257ha	1,500ha
自然共生サイトの認定件数(累積)	10件	30件
京都市市民生活実感調査における「私の暮らしている地域の身近な自然環境が守られ、受け継がれていると感じる」と思う市民の割合	— ^(※1)	49%
生物多様性の状態を表す生きものの生息状況	検討中 ^(※2)	

※1 新京都戦略の進捗管理指標として2025年度から計画

※2 目標4施策5において取り組む「生物多様性に係る現状の継続的かつ効果的な把握」において検討します。

達成項目の進捗状況を把握する評価指標

2030年度目標	達成項目	指標	2024年度実績
1	1	鴨川のアユの遡上数	17,387匹
		市内産チマキザサの利用量	10万枚
		「京の生きもの・文化協働再生プロジェクト認定制度」取組者数(累計)	482者
1	2	雨庭の整備地点数(累計)	16か所
		自然・風景を経験した日本人観光客の割合	92.8%
		「景観・環境」につながる行動を1つ以上の項目で積極的に取り組んでいる観光関連事業者の割合	48.5%
2	1	重点保全地域における評価指標(検討中)	検討中 ^(※1)
		環境保全型農業取組面積(環境保全型農業直接支払交付金の取組面積)	22.07ha
		間伐・保育等実施面積	397.88ha
		野生鳥獣による農林産物被害額	37,886千円
		ミナミメダカの発見数	11匹
		京都府RL掲載種のうち、市域生息種数	1,120種
2	2	侵略的外来生物等の防除の取組件数	8件
		新たな侵略的外来生物の定着確認数	1件
		プラスチックごみを減らすために取り組んでいる人の割合	73.1%
		淀川クリーン作戦で回収されるごみ量	1,143袋
		京都市域の温室効果ガス排出量削減率	27.6% ^(※2)
		京都市域における二酸化炭素吸収量(森林、農地、緑地)	24.7万t ^(※2)
3	1	京都エシカル消費推進ネットワーク参加団体	29者
		買い物をする時やサービスを利用する時に、環境ラベルを見て買う人の割合	15.3%
		暮らしの中で、自然を身近に感じる機会がある人の割合	71.0%
		暮らしや経済活動が多様な生きものから受ける恵みにより支えられていると感じている人の割合	64.2%
3	2	生物多様性を守るために、取り組んでいる人の割合	47.5%
		環境保全活動プログラムの参加者数(うち自然共生がテーマのもののみ)	200,304人
		TNFDの賛同団体数等	9者
		竣工した公共施設におけるCASBEE京都のAランク又はSランクの割合	100%
4	1	きょうと生物多様性センター等による企業団体等のコーディネート件数	40件
		きょうと生物多様性センター等における情報の発信数	18,712件
		市民参加型調査の結果	155件
		長期的・定量的な調査結果の集積件数(きょうと生物多様性センターにおける情報の集積数)	検討中 ^(※1)

※1 目標4施策5において取り組む「生物多様性に係る現状の継続的かつ効果的な把握」において検討します。

※2 2024年度実績は2026年夏頃に公開予定のため、2023年度実績を記載

巻末資料 1

プラン策定後の経過

年月日	会議名等	内容
令和3(2021)年9月1日	令和3年度第1回生物多様性保全検討部会	●京都市生物多様性プラン(2021-2030)に掲げる施策の取組状況等について
令和4(2022)年3月23日	令和3年度第2回生物多様性保全検討部会	●京都市生物多様性プラン(2021-2030)に掲げる施策の取組状況等について ●京都市生物多様性プラン(2021-2030)の評価指標について
令和4(2022)年8月29日	令和4年度第1回生物多様性保全検討部会	●京都市生物多様性プラン(2021-2030)に掲げる施策の取組状況等について ●京都市生物多様性プラン(2021-2030)の評価指標について
令和5(2023)年3月14日	令和4年度第2回生物多様性保全検討部会	●京都市生物多様性プラン(2021-2030)に掲げる施策の取組状況等について ●京都市生物多様性プラン(2021-2030)の評価指標について
令和6(2024)年1月29日	令和5年度生物多様性保全検討部会	●京都市生物多様性プラン(2021-2030)に掲げる施策の取組状況等について ●京都市生物多様性プラン(2021-2030)の評価について
令和6(2024)年11月5日	令和6年度第1回生物多様性保全検討部会	●京都市生物多様性プラン(2021-2030)に掲げる施策の取組状況等について ●京都市生物多様性プラン(2021-2030)の中間見直しについて
令和7(2025)年1月15日	令和6年度第2回生物多様性保全検討部会	●京都市生物多様性プラン(2021-2030)の中間見直しについて
令和7(2025)年3月14日	令和6年度第3回生物多様性保全検討部会	●京都市生物多様性プラン(2021-2030)の中間見直しについて
令和7(2025)年6月30日	令和7年度第1回生物多様性保全検討部会	●京都市生物多様性プラン(2021-2030)の中間見直しについて
令和7(2025)年9月25日	令和7年度第2回生物多様性保全検討部会	●京都市生物多様性プラン(2021-2030)に掲げる施策の取組状況等について ●京都市生物多様性プラン(2021-2030)の中間見直しについて

京都市環境審議会委員名簿

(令和8年3月末時点)

氏名	役職名等	参考
◎大久保 規子	大阪大学大学院法学研究科教授	行政法・環境法
岡本 孝樹	京都府総合政策環境部長	
尾崎 るみ子	京都市地域女性連合会理事	
亀田 貴之	京都大学大学院エネルギー科学研究科教授	
川井 あかね	弁護士	
鴻上 達也	日本労働組合総連合会京都府連合会執行委員	
桜井 良	立命館大学政策科学部准教授	環境教育
実重 順一	市民公募委員	
島田 幸司	立命館大学経済学部経済学科教授	
白木 裕斗	名古屋大学大学院環境学研究科准教授	
杉田 真理子	一般社団法人for Cities共同代表、都市デザイナー	
田村 暢慶	市民公募委員	
豊田 陽介	特定非営利活動法人気候ネットワーク上席研究員	
久山 喜久雄	フィールドソサイエティ代表	
平山 貴美子	京都府立大学大学院生命環境科学研究科准教授	
細川 万里子	京都商工会議所産業振興部長	
本田 晶子	京都大学大学院工学研究科都市環境工学専攻環境衛生学講座助教	
道又 隆弘	株式会社京都新聞社論説副委員長	
三ッ松 昭彦	公益社団法人京都工業会環境委員会委員長	
森 晶寿	京都大学大学院地球環境学学准教授	
森口 次郎	一般社団法人京都府医師会理事	
森本 幸裕	京都大学名誉教授	生態系
山田 高之	京都市保健協議会連合会副会長	
山本 芳華	滋賀県立大学環境科学部客員教授	環境経営
湯川 創太郎	大阪商業大学経済学部経済学科准教授	
湯本 貴和	京都大学名誉教授	生態系
吉積 巳貴	立命館大学食マネジメント学部教授	
渡部 由紀子	京都府中小企業団体中央会 京都府中小企業女性中央会副会長	

◎=会長、敬称略、五十音順

京都市環境審議会生物多様性保全検討部会委員名簿

(令和8年3月末時点)

氏名	役職名等	参考
石原 正恵	京都大学フィールド科学教育研究センター 森林生態系部門森林育成学分野准教授	森林生態学
小野 克己	京都森林インストラクター会理事 日本鱗翅学会京都府自然保護委員	
川瀬 成吾	滋賀県立琵琶湖博物館主任学芸員	魚類系統分類学
瀧 健太郎	京都大学防災研究所水資源環境研究センター 社会・生態環境研究領域教授	流域政策・計画
田村 暢慶	京都市環境審議会市民公募委員	
丹羽 英之	京都先端科学大学バイオ環境学部生物環境科学科教授	景観生態学
久山 喜久雄	フィールドソサイエティ代表	
福井 亘	京都府立大学大学院生命環境科学研究科教授	緑地計画学・ 景観生態学
三ッ松 昭彦	公益社団法人京都工業会環境委員会委員長	
◎湯本 貴和	京都大学名誉教授 きょうと生物多様性センター長	保全生態学

◎=部会長、敬称略、五十音順



発行年月 令和8年4月発行
印刷物番号 京都市印刷物第080562号
発行 京都市環境政策局環境企画部環境保全創造課
住所 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る
上本能寺前町488番地